

○厚生労働省令第二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法（昭和五十九年九月厚生省告示第四百四十八号）」を「健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成十四年三月厚生労働省告示第八十一号）」に、「老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（昭和六十一年十二月厚生省告示第二百三十二号）」を「老人保健

法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（平成十四年三月厚生労働省告示第八十二号）に改める。

附 則

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。